

令和3年9月 定例会（第347回）

10月21日

[今井光子議員趣旨弁明](#)

↑（クリックで今井光子議員の趣旨弁明へ移動）

意見書第11号、子どもの歯の矯正治療に保険適用を求める意見書
（案）

令和 3年 9月 定例会（第347回）

令和3年9月

第347回定例奈良県議会会議録 第7号

令和3年10月21日（木曜日）午後1時3分開議

出席議員（39名）

1番 小村尚己	2番 樋口清士
3番 植村佳史	4番 川口延良
5番 山中益敏	6番 亀甲義明
7番 小林 誠	8番 浦西敦史
9番 欠員	10番 欠員
11番 池田慎久	12番 西川 均
13番 乾 浩之	14番 松本宗弘
15番 大国正博	16番 太田 敦
17番 佐藤光紀	18番 清水 勉
19番 阪口 保	20番 井岡正徳
21番 田中惟允	22番 中野雅史
23番 奥山博康	24番 荻田義雄
25番 岩田国夫	26番 小林照代
27番 山村幸穂	28番 欠員
29番 尾崎充典	30番 藤野良次
31番 和田恵治	33番 米田忠則
34番 出口武男	35番 粒谷友示
36番 秋本登志嗣	37番 小泉米造
38番 中村 昭	39番 今井光子
40番 森山賀文	41番 田尻 匠
42番 山本進章	43番 川口正志

欠席議員（1名）

32番 國中憲治

議事日程

- 一、決算審査特別委員長報告と同採決
 - 一、令和3年度議案、議第102号及び議第103号の採決
 - 一、意見書決議
 - 一、議員派遣の件
 - 一、常任委員会の閉会中審査事件の上程と同採決
-

○議長（荻田義雄） これより本日の会議を開きます。

○議長（荻田義雄） この際、お諮りします。

人事委員会の委員の選任同意、公安委員会の委員の任命同意、意見書決議、議員派遣の件、常任委員会の閉会中審査事件を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（荻田義雄） ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（荻田義雄） 次に、議第92号、議第93号、議第101号及び報第29号、報第30号を一括議題とします。

まず、決算審査特別委員会に付託しました各議案の審査の経過と結果について、同委員長の報告を求めます。

――18番清水勉議員。

◆18番（清水勉） （登壇）決算審査特別委員会を代表いたしまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、付託を受けました議第92号「令和2年度奈良県水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分及び決算の認定について」、議第93号「令和2年度奈良県流域下水道事業費特別会計剰余金の処分及び決算の認定について」及び議第101号「令和2年度奈良県歳入歳出決算の認定について」並びに報第29号「令和2年度奈良県内部統制評価の報告について」及び報第30号「健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」の各議案に対し、決算の内容が予算議決の趣旨に沿い計画的かつ効率的に執行され、また、所期の目的が十分達成されたかについて、知事をはじめ関係理事者出席のもと、慎重に審査を行ったところであります。その経過と結果の概要について申し上げます。

はじめに、議第92号の水道用水供給事業費特別会計剰余金の処分及び決算について申し上げます。

市町村水道を含めた県域全体での水道資産の最適化を図るため、県水転換、県営水道と市町村水道との直結配水、水道広域化の取組等の県域水道におけるファシリティマネジメントが進められるなど、事業が概ね適正に執行されていました。

今後は県人口の減少等による水需要の減少が予想される一方、水道施設の老朽化への対応等に多額の経費が見込まれるため、水需要の動向を見極めつつ、引き続き、健全な経営状態の確保と、安全かつ良質で廉価な水の安定供給に努められるよう望むものであります。

次に、議第93号の流域下水道事業費特別会計剰余金の処分及び決算の認定について申し上げます。

令和2年4月から地方公営企業法の一部適用を受ける公営企業会計に移行し、県内4つの処理区で流域下水道の整備・運営が行われており、概ね適正に執行されていました。

今後は県人口の減少等による有収水量の減少が予想される一方、下水道施設の老朽化への対応等が見込まれるため、施設の更新投資の縮減・平準化を図るとともに、経営の効率化に取り組むなど、健全な経営状態の確保に努められるよう望むものであります。

次に、議第101号の歳入歳出決算について申し上げます。

一般会計の実質収支は、令和元年度に比べ1億5,793万円減少し、13億569万円となりました。

まず、歳入面では、予算現額に対する収入の割合は85.8%であり、予算額と決算額との差の主な要因は、公共事業等の繰越があったことなどによるものであります。

収入済額は、前年度に比較して21.4%の増加となっておりますが、これは、繰入金が増減したものの、地方消費税清算金、国庫支出金、諸収入、臨時財政対策債を除く県債が増加したこと等によるものであります。

なお、収入未済額は前年度より増加し、多額な状況であります。未収金の解消は財政運営上大きな課題であることから、引き続き新たな未収金の発生防止に努めるとともに、更に実効性のあるきめ細かな未収金対策に取り組まれることを望むものであります。

次に、歳出面について見ますと、予算現額に対する執行率は85.1%であります。歳出不執行の主な要因は、公共事業等の繰越などによるものであります。

支出済額は、前年度に比較して21.5%の増加となっておりますが、これは主として、県債管理基金を活用した臨時財政対策債の繰上償還を増額したこと等により公債費が増加したこと、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に呼応し、公共事業を推進したこと等により普通建設事業費が増加したこと、新型コロナウイルス感染症対策等により補助費等が増加したこと、奈良県道路公社清算金収入の一部を地域・経済活性化基金に積立てたこと等により積立金が増加したことによるものであり、歳出全般としては、概ね、所期の目的を達したものと認められるところであります。

しかし、諸般の事情により不用額が生じている事業及びやむを得ず繰越されている事業もあり、予算の計画的な執行による年度内完了に一層努められるよう望むものであります。

また、地方自治法の改正により、内部統制に関する制度が導入されたことに伴い、本県においても、全庁的な体制を整備し、組織的に取り組まれているところでありますが、引き続き適正な事務の執行に努められるよう望むものであります。

次に、公立大学法人奈良県立医科大学関係経費ほか12特別会計の実質収支の合計額は、財源の確保、経費の節減合理化に努められた結果、89億4,856万円となっており、各特別会計の設置目的に従い、概ね適正に執行されておりました。

今後、財政環境はさらに厳しくなると見込まれることから、各会計の予算の執行にあたっては、経済性、効率性に配慮しながら、事業目的を確実に達せられるよう望むものであります。

次に、採決の結果を申し上げます。

議第101号については、起立採決の結果、賛成多数をもって原案どおり認定することに決しました。

また、議第92号及び議第93号については、全会一致をもって原案どおり認定することに決しました。なお、報第29号及び報第30号については、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

また、委員各位から行政各般にわたる数多くの要望・意見の開陳があり、その主な内容については、次のとおりであります。

- 一 南部・東部地域においては、体験とオンラインを組み合わせたイベント等による情報発信に取り組み、関係人口・交流人口の創出を図られたいこと。
 - 一 なら歴史芸術文化村においては、文化振興の拠点として効果的な事業展開を図るとともに、指定管理者と協力し、集客に向けた取組を着実に進められたいこと。
 - 一 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、体質等により接種できない方に十分配慮しつつ、接種の促進に全力で取り組まれたいこと。
また、3回目接種に関する情報を収集し、県民に適切に提供されたいこと。
 - 一 県産材の販路開拓については、市場ニーズの変化に対応できるよう、生産・供給や流通にかかる柔軟な体制の構築を図られたいこと。
 - 一 新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている中小企業や小規模事業者に対し、国や関係団体とも連携しつつ、引き続き相談・支援体制の充実に取り組まれたいこと。
 - 一 企業誘致の更なる推進を図るため、市町村との連携により、産業用地の創出を一層強力に進められたいこと。
 - 一 就農者の確保に向けて、小規模な生産者や定年帰農者を含む多様な担い手への支援に取り組まれたいこと。
 - 一 教員の確保や意欲の向上を図るため、引き続き教員の働き方改革を着実に推進されたいこと。
- 以上、これをもって決算審査特別委員会の報告といたします。
何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻田義雄） 委員長報告に対する質疑を省略し、これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、26番小林照代議員に発言を許します。――26番小林照代議員。

◆26番（小林照代）（登壇）日本共産党を代表して、議第101号、令和2年度奈良県歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

新型コロナの感染拡大が広がる中、令和2年度当初予算には、新型コロナ対策費はなく、一方、大型開発である2,000メートル滑走路を含む、大規模広域防災拠点整備、なら歴史芸術文化村整備、平城宮跡東側南側利用推進事業などで、普通建設事業費は57億円増となっています。

また、令和2年度末の基金残高は、財政調整基金は238億5,000万円、特定目的基金は1,139億4,100万円となっていますが、令和2年度決算では、財政調整基金からの繰入金は、コロナ感染症対策経費及びその他の経費も含めても、総額で10億円にとどまっています。コロナ感染症対策には機動的な財源確保が必要であり、国の感染症包括支援交付金や地方創生臨時交付金の限度額、対象となる事業の限定などに対し、積極的な基金の活用で、県独自施策の充実が求められます。

令和2年度決算では、人件費は4億1,000万円減少しています。人件費減は、定数減と職員の正規職員から会計年度職員への置き換え、賃金抑制による職員の犠牲によるものです。2020年度、コロナ禍で一段と過重労働が増えており、労働安全衛生法により義務付けられている月100時間を超える、また、2か月から3か月間平均80時間を超える産業医との面接相談者は132人に上っており、保健所だけでなく、どの部局も超過勤務が増えています。総務省の調査によれば、奈良県職員は2005年度

の1万9,497人から2020年度は1万6,525人に、この15年間で約3,000人が減少しています。3年ごとに策定される定員管理計画を見直し、職員を増やすべきです。

医療機能分化連携促進事業により、地域医療構想に基づく病床規模のダウンサイジングで191床、療養病床から介護保険施設への転換が560床となり、病床削減が進みました。コロナ感染5波では、各地で自宅療養を余儀なくされたコロナ患者さんが重症化、死亡する事例も発生しました。奈良県でも、8月から9月にかけて、入院入所待機中、自宅療養中が800人から900人まで増えました。6波に備え、十分な医療体制の整備をしておかなければなりません。これ以上の病床削減は認められません。

コロナ禍で米価が大暴落しており、米作りは続けられないと悲鳴が上がっています。奈良県でも、耕地面積に占める水稻の割合は半分近くを占めており、農産物の生産額で最も大きな販売額を占める米の生産減少は、奈良県農業の根幹が崩れていく深刻な事態です。米作り農家への総合的支援策を求めます。

災害リスクが大きく、多額の整備費を要する、見通しのないリニア新幹線の関西国際空港接続線整備は進めるべきではありません。

国民健康保険会計は、大幅な黒字です。負担の重い保険料の引き下げにあてるべきです。また、2021年4月から国民健康保険運営方針が見直され、保険料減免について、その他の特別の事情という減免事由を外し、統一が図られましたが、国民健康保険法に基づき、市町村の裁量による減免を認めることを求めます。

奈良県の財政は一部のためのものでなく、全ての人が安心して暮らせるように使うべきと考え、本決算に反対いたします。

以上で討論を終わります。

○議長（荻田義雄） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議第101号について、起立により採決します。

本案について、決算審査特別委員長報告どおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（荻田義雄） 賛成の議員は、しばらくの間ご起立願います。

ご着席願います。

起立多数であります。

よって本案は委員長報告のとおり決しました。

お諮りします。

議第92号、議第93号及び報第29号、報第30号については、決算審査特別委員長報告どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（荻田義雄） ご異議がないものと認めます。

よって、以上の議案4件については、委員長報告どおりに決しました。

○議長（荻田義雄） 次に、議第102号及び議第103号を一括議題とします。

以上の議案2件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（荻田義雄） ご異議がないものと認めます。

なお、採決については議案ごとに行います。

まず、議第102号「人事委員会の委員の選任について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決して、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（荻田義雄） ご異議がないものと認め、本案は、これに同意することに決しました。

○議長（荻田義雄） 次に、議第103号「公安委員会の委員の任命について」起立により採決します。

原案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（荻田義雄） 賛成の議員は、しばらくの間ご起立願います。

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、本案は、これに同意することに決しました。

○議長（荻田義雄） 次に、3番植村佳史議員より、意見書第9号、中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書決議方の動議が提出されましたので、植村佳史議員に趣旨弁明を求めます。――3番植村佳史議員。

◆3番（植村佳史）（登壇）意見書第9号、中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第9号

中華人民共和国による人権侵害問題の解決を促し、日本政府に必要な措置を講ずることを求める意見書（案）

中華人民共和国（以下「中国」という。）政府によるウイグル人への弾圧について、米国国務省は2020年版の年次国別人権報告書でジェノサイド（民族大量虐殺）との認識を示し、人道に対する犯罪と中国政府を非難しました。

また、米国連邦議会の中国問題に関する同年の年次報告書によると、新疆ウイグル自治区では2017年頃から弾圧が強まり、約180万人が強制的に施設に収容され、拷問や強制労働を受けていると指摘しています。

英国のドミニク・ラブ外相は、新疆ウイグル自治区でおぞましく、甚だしい人権侵害が起きていると指摘し、強制労働による製品の流通防止を打ち出しました。オーストラリアのマリス・ペイン外相も調査すべきだと発言するなど国際社会では大きな人権問題として認識されています。英国のBBCをはじめとする国際メディアは、新疆ウイグル自治区でウイグル人が強制収容所に収容され、拷問や強姦を受けるとともに、民族浄化のために不妊手術を強制されている実態を報道しています。

これまで国連人権理事会では中国政府に対し、ウイグル人やチベット人、モンゴル人などの人権を守ることを求める勧告を採択していますが、中国政府は態度を改めていません。

一方、奈良県議会としては平成9年3月に全国に先駆け議員提案により策定した「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」において、あらゆる差別が撤廃され、人権が尊重される自由で平等な社会の実現を誓って取り組んでいます。

しかし、そのような中で日本国政府はウイグル人への弾圧について、懸念をもって注視しているとの発言にとどまっており、中国政府による人権侵害は看過できない問題であると考えます。

よって、国におかれては、中国によるウイグル人弾圧について日本政府として情報収集を実施し、問題が確認された場合は米国、英国をはじめとする関係各国や国連と連携し、基本的人権の尊重及び法の支配が中国でも保障されるように働きかけるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月21日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（荻田義雄） 35番粒谷友示議員。

◆35番（粒谷友示） ただいま植村佳史議員から提案されました意見書案に賛成します。

○議長（荻田義雄） 30番藤野良次議員。

◆30番（藤野良次） ただいま植村佳史議員から提案されました意見書案に賛成します。

○議長（荻田義雄） ただいまの動議は、成規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第9号については、3番植村佳史議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（荻田義雄） ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（荻田義雄） 次に、40番森山賀文議員より、意見書第10号、新型コロナウイルス感染症ワクチンの安心・安全、円滑な接種の促進を求める意見書決議方の動機が提出されましたので、森山賀文議員に趣旨弁明を求めます。――40番森山賀文議員。

◆40番（森山賀文） （登壇）意見書第10号、新型コロナウイルス感染症ワクチンの安心・安全、円滑な接種の促進を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第10号

新型コロナウイルス感染症ワクチンの安心・安全、円滑な接種の促進を求める意見書（案）

昨年来、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が繰り返し発令されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症は、未だ収束が見通せない状況です。国内では2月から新型コロナウイルス感染症ワクチンの接種が始まり、厚生労働省の分析で、2回接種後の感染者は未接種の15分の1以下に抑えられているなど、感染拡大や重症化を抑制するには、ワクチンが有効です。

しかし、感染力の強いデルタ株が急速に広がり、20代から40代の感染と重症化が増えているだけでなく、接種済みの人にも感染者が出ており、接種希望者が、一刻も早く、1人でも多く、安心・安全そして円滑・確実に接種できる体制と環境を整備することが急務です。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、次の事項について実現するよう強く求めます。

記

1 ワクチン接種の意義、ワクチンの有効性及び安全性、副反応情報、健康被害が生じた場合の予防接種法に基づく救済制度など、正確かつ具体的な情報を迅速かつわかりやすく伝えるとともに、接種についての疑問や副反応の不安等について誠実に答えること。若年層でワクチン接種が進んでいない現状に鑑み、SNS等を駆使した情報発信等の対策に努めること。

2 7月以降、ワクチン需要に供給が追いつかなくなり、集団接種の中断、予約受け付け停止が相次ぎ、職域接種も中断を余儀なくされたことなどを踏まえ、ワクチンの確実な供給に努めるとともに、供給するワクチンの種類・配分量、日程等を、可能な限り早期に具体的に確定させること。

3 「ワクチン休暇」の導入の支援をはじめ、ワクチンの接種体制確保のための財政支援を強化するとともに、現場の自治体や医療機関等のそれぞれの状況に丁寧に寄り添い、国としての資源を総動員した支援策を強化し、国民が安心して接種できる環境整備をすすめること。

4 一人暮らしの高齢者やホームレス、外国人など、ワクチン接種の希望者が1人も取り残されることなく、ワクチン接種の機会を早期に得ることができるよう、情報提供を強化するとともに、地域の見守りと連携した巡回接種、訪問接種等の環境整備を進めていくこと。

5 国民の生命と安全を守るワクチンを自前で確保するため、国産ワクチン開発や製造体制強化への支援をこれまで以上に強力に行うこと。

6 ワクチン接種への同調圧力が憂慮される中、ワクチン接種が進む一方で、接種の有無や接種意思の有無による誹謗中傷や差別、行動制限、職業上の制限などの不利益がないよう、ガイドライン策定や相談体制の整備を行うこと。

7 在外邦人の接種を促進するため、一時帰国接種に加え、現地での接種を望む声大きいことから、大使館の医務官による接種や現地の病院との提携による接種を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月21日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（荻田義雄） 16番太田敦議員。

◆16番（太田敦） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書案に賛成いたします。

○議長（荻田義雄） 5番山中益敏議員。

◆5番（山中益敏） ただいま森山賀文議員から提案されました意見書案に賛成します。

○議長（荻田義雄） ただいまの動議は、成規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第10号については、40番森山賀文議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（荻田義雄） ご異議がないものと認め、さように決します。

○議長（荻田義雄） 次に、39番今井光子議員より、意見書第11号、子どもの歯の矯正治療に保険適用を求める意見書決議方の動機が提出されましたので、今井光子議員に趣旨弁明を求めます。――39番今井光子議員。

◆39番（今井光子）（登壇）意見書第11号、子どもの歯の矯正治療に保険適用を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第11号

子どもの歯の矯正治療に保険適用を求める意見書（案）

現在、歯の矯正治療の保険適用範囲は、特定の手術が必要な場合や、特定の疾患に起因するものなどごく狭い範囲に限定されており、原則として保険が適用となっていない。そのため、義務教育である小中学校の健康診断の結果、「要治療」と診断された場合であっても全額自己負担で治療しなければならない。歯並びが悪いと、全身の健康に大きな悪影響を与えることをはじめ、職業選択にも影響が出ることが懸念される。

一般的に永久歯からの歯の矯正治療には、精密検査で5万円程度、矯正費用は30万円～70万円、毎回の診察には5,000円～1万円と、総額で65万円から95万円かかるとされている。このような中、保険適用がされないままでは、経済的理由により子どもの歯の治療ができないという家庭が生じることが指摘されている。

日本学校歯科医会によると「歯並びが悪いと全身に影響を及ぼすため、健診項目から『歯列・咬合』を外すことはできない」としている。学校健診で要治療となり受診した際に保険が適用されない項目は『歯列・咬合』だけであると、指摘されている。

東京都歯科保険医協会の調査では、小中学校歯科健診で「要治療」とされた子どもの受診率は47.41%という調査結果が出ている。

学校健診の結果、「要治療」と診断され、治療の受診結果を学校に提出することが求められているにも関わらず、保険が適用されないということは制度として不整合があると考える。

よって、美容整形に該当しない子どもの歯の矯正治療に保険適用をすることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月21日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻田義雄） 4番川口延良議員。

◆4番（川口延良） ただいま今井光子議員から提案されました意見書案に賛成いたします。

○議長（荻田義雄） 17番佐藤光紀議員。

◆17番（佐藤光紀） ただいま今井光子議員から提案されました意見書案に賛成します。

○議長（荻田義雄） ただいまの動議は、成規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第11号については、39番今井光子議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（荻田義雄） ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（荻田義雄） 次に、6番亀甲義明議員より、意見書第12号、出産育児一時金の増額を求める意見書決議方の動機が提出されましたので、亀甲義明議員に趣旨弁明を求めます。――6番亀甲義明議員。

◆6番（亀甲義明）（登壇）意見書第12号、出産育児一時金の増額を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第12号

出産育児一時金の増額を求める意見書（案）

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約46万円で、室料差額等を含む費用の全国平均額は約52万4,000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都市部では現在の42万円の出産育児一時金の支給額では賄えない状況になっており、平均額が約62万円と最も高い東京都では、現状、出産する人が約20万円を持ち出している計算となります。

国は、2009年10月から出産育児一時金を原則42万円に増額し、2011年度にそれを恒久化、2015年度には一時金に含まれる産科医療補償制度掛金分3万円を1万6,000円に引下げ、本来分39万円を40万4,000円に引き上げました。2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を1万2,000円に引下げ、本人の受領額を4,000円増やすとともに、医療機関から費用の詳しいデータを収集し実態を把握したうえで増額に向けて検討することとしています。

一方、令和元年の出生数は86万5,239人で、前年に比べ5万3,161人減少し過去最少となりました。少子化克服に向け、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるためには、子どもの成長に応じた、きめ細かな支援を重ねていくことが重要であり、一時金はその大事な一手であると考えられます。

少子化対策は、わが国の重要課題の1つにほかならず、子育てのスタート期に当たる出産時の経済的な支援策を強化することは欠かせません。

よって、政府に対し、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年10月21日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荻田義雄） 8番浦西敦史議員。

◆8番（浦西敦史） ただいま亀甲義明議員から提案されました意見書案に賛成いたします。

○議長（荻田義雄） 21番田中惟允議員。

◆21番（田中惟允） ただいま亀甲義明議員から提案されました意見書案に賛成します。

○議長（荻田義雄） ただいまの動議は、成規の賛成があって成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第12号については、6番亀甲義明議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

○議長（荻田義雄） ご異議がないものと認め、さように決めます。

以上の意見書については、会議規則第41条の2の規定により措置することとします。

○議長（荻田義雄） 次に、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

本件については、会議規則第95条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（荻田義雄） 次に、常任委員会の閉会中審査事件について、お諮りします。

奈良県議会委員会条例の所管事項のとおり常任委員会に閉会中の審査を付託することとし、その期間は次期定例会開会までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（荻田義雄） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（荻田義雄） これをもって、令和3年9月第347回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（荻田義雄） （登壇）9月定例会県議会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

9月16日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、補正予算や令和2年度決算等の議案及び県政の重要課題について、熱心に調査、審議をいただき、議案はすべて議了し、ここに閉会の運びとなりました。これもひとえに議員各位のご協力のたまものと、心から感謝申し上げます。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、新型コロナウイルス感染症については、県民や医療関係者の皆さま、理事者各位のご努力により、新規感染者の発生が低い水準に抑えられています。しかしながら、感染症のリスクはゼロにすること

はできません。県議会としても、理事者と連携し、感染症対策を継続的に実施し、県民の皆さまの日常生活を維持するとともに、社会・経済活動が正常化するよう取り組んでまいります。

日ごとに秋も深まり、すがすがしい季節を迎えておりますが、皆さまにおかれましては、健康に十分ご留意いただき、奈良県の発展のため、一層ご活躍されますよう祈念申し上げます。

結びに、会期中における報道関係者各位のご協力に対し、厚くお礼を申し上げ、閉会のごあいさつとさせていただきますいと存じます。誠にありがとうございました。

◎知事（荒井正吾）（登壇）定例県議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会に提案いたしました各議案につきましては、終始熱心にご審議いただき、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきました。誠にありがとうございました。

本会議をはじめ各委員会の審議の過程でいただいたご意見、ご提言などにつきましては、これを尊重し、今後の県政運営に反映するよう努めてまいります所存でございます。

議員各位におかれましては、今後とも県勢発展のため、一層のご支援、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

△午後 1 時 5 3 分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

奈良県議会議長	荒井正吾
同 副議長	和田恵治
署名議員	秋本登志嗣
署名議員	小泉米造
署名議員	中村 昭